

京都市立高等学校内食堂における食品販売事業者募集要項

京都市立高等学校内食堂における食品販売事業者（以下「事業者」という。）の募集に参加される方は、本要項に従ってお申し込みください。

1 趣旨

京都市立高等学校内食堂において、学校教育活動の円滑な運営に資するために食品販売業務を行う事業者の選定を行うことを目的とする。

2 事業対象・所在地等

下表の各京都市立高等学校（6校）を事業対象とする。

整理番号	高等学校名	所在地（住所）	建物面積	<参考>生徒数
①	堀川	京都市中京区東堀川通錦小路上る四坊堀川町622番地2	256.81 m ²	731人
②	紫野	京都市北区紫野大徳寺町22番地	196.50 m ²	834人
③	京都工学院	京都市伏見区深草西出山町23番地	543.95 m ²	683人
④	西京	京都市中京区西ノ京東中合町1番地	490.34 m ²	825人
⑤	日吉ヶ丘	京都市東山区今熊野悲田院山町5番地22	148.00 m ²	704人
⑥	開建	京都市南区唐橋大宮尻町22	290.04 m ²	709人

※1 「<参考>生徒数」は、令和7年5月1日現在の数値。

3 募集単位

整理番号①～③と、④～⑥は、それぞれをまとめて1件として募集する。

4 営業日・時間等

食堂は、原則として学校の休業日及び午後から授業のない日を除く昼間に営業することとし、営業日時の調整等については、当該校学校長と事業者との協議により決定する。

5 事業期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

6 応募に関する事項

（1）応募資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

ア 学校の運営方針に協力し、良質な食事を低廉な価格で提供できること

イ 業種経験年数を引き続き3年以上有し、現にその業務を営業していること

ウ 最近3年間において、法人税または所得税、市町村民税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと

エ 京都市暴力団排除条例第2条第4号及び第5号に該当しないこと

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと

- カ 業務を的確に遂行するため必要な知識、技能、経験、資力を有すること
- キ 食中毒等事故の場合、事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力があること
- ク 令和元年度以降、申請日現在において、申請者の本社、支社、営業所における京都府内において、食中毒等衛生事故による営業上の行政処分を受けたことがないこと（本市指定様式の誓約書を提出すること）

(2) 応募者の形態

応募者の形態は、以下に示す2形態のいずれかとする。

- ア 単独団体 1つの企業・団体（株式会社、任意団体等、組織形態は問わない）
- イ 個人

(3) 応募申請受付

ア 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）までの午前9時から午後5時の間に持参すること。
ただし、土・日・祝日を除く。

イ 受付場所

京都市教育委員会事務局 体育健康教育室 中学校・総合支援学校給食担当
〒605-0004 京都市東山区大和大路三条下る若松町393 元有済小学校内
電話：075-708-5323 FAX：075-551-9550

ウ 受付に必要な書類

下記書類の正本・副本（コピー可）各1部ずつを提出すること。申請に必要な費用は、全て申請者の負担とする。また、提出された書類は返却しない。

【提出書類】

- ・応募申請書（様式1）
　　<添付書類>
 - (ア) 登記簿謄本（個人の場合は戸籍抄本）（原本）
 - (イ) 食品営業許可書の写し
 - (ウ) 納税証明書（完納している証明書）（原本）
 - (エ) 収支資料
- ・事業提案書（様式2）
- ・誓約書（様式3）

(4) 事業対象校食堂の現地見学会

厨房等の設備状況等を把握する等の理由で現地見学を希望する場合は、令和8年2月5日（木）までに、体育健康教育室中学校・総合支援学校給食担当に申し出ること。当該校と調整のうえ、日時を決定し、見学会を開催することがある。

(5) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

- ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの
- イ 応募者の記名押印がないもの
- ウ 事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの
- エ その他この要項の条件等に違反したもの

7 事業者の決定

(1) 事業者の選定方法及び結果の通知

提出書類の内容を総合的に審査し、最も優れた事業者を選定する。審査結果は、応募者全員へ令和8年2月下旬までに文書で通知する。

(2) 審査選定

提出された提案内容について、以下に示す審査項目について採点し、その総合得点を基礎とし、審査選定を行う。

審査項目		審査の視点
1	企画・事業適応能力	管理運営基本方針 高等学校への出店の考え方 収支計画 設備・備品等の考え方 同種施設の実績
2	安全・衛生管理	スタッフ体制・教育方針 食材料の納入・処分方法 リスク管理・緊急時体制 清掃計画 食材の安全性・生産地
3	利用者への配慮	メニュー、価格他 利用者ニーズの考え方 特徴（食材・ヘルシー・イベント・季節感） 利用者へのサービス提供

上記審査の視点以外の事項についても提案があれば記載してください。

8 教育財産使用許可申請手続き

事業者に決定した者は、使用日までに「教育財産使用許可申請書」（又は「教育財産更新使用許可申請書」）、教育財産建物使用許可副申書、暴力団員等に該当しない旨の誓約書、標準保証書を京都市教育長宛に提出し、使用許可を得るものとする。なお、使用料並びに光熱水費等の実費弁償は、前述の許可事務において年度ごとに決定するものとする。【参考】令和7年度については、全額免除としている。 免除の場合、標準保証書の提出は不要。

<参考>過年度使用料

令和7年度における12か月分の上限額。

整理番号	高等学校名	過年度使用料
①	堀川	約4,179千円
②	紫野	約1,093千円
③	京都工学院	約3,135千円

整理番号	高等学校名	過年度使用料
④	西京	約5,771千円
⑤	日吉ヶ丘	約513千円
⑥	開建	約5,608千円

<募集に関する問合せ先>

京都市教育委員会事務局 体育健康教育室 中学校・総合支援学校給食担当 ()

〒605-0004 京都市東山区大和大路三条下る若松町393 元有済小学校内

電話：075-708-5323 FAX：075-551-9550

(様式1)

令和 年 月 日

応募申請書

(あて先) 京都市教育長

京都市立高等学校内食堂における食品販売事業に、応募申請します。

所 在 地

商号・名称

代表者名

印

電話番号

1 応募対象事業（該当箇所に○印）

学校名	
堀川・紫野・京都工学院	
西京・日吉ヶ丘・開建	

2 令和7年度学校内食堂業務営業実績（主たる業務を5つ以内記載）

	学校名	1日あたりの 平均提供食数	事業継続 年数
1			
2			
3			
4			
5			

<添付書類>

- (ア) 登記簿謄本（個人の場合は住民票）（原本）
- (イ) 食品営業許可書の写し
- (ウ) 納税証明書（完納している証明書）（原本）
- (エ) 収支資料

(様式2)

令和 年 月 日

事業提案書

(あて先) 京都市教育長

所 在 地

商号・名称

代表者名

印

電話番号

京都市立高等学校内食堂における食品販売事業に応募するため、別紙書類を添えて提案します。
なお、この提案書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(様式3)

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 京都市教育長

所 在 地

商号・名称

代表者名

印

電話番号

京都市立高等学校内食堂における食品販売事業者募集要項における「6 応募に関する事項(1) 応募資格 ク」の「令和元年度以降、申請日現在において、申請者の本社、支社、営業所における京都府内において、食中毒等衛生事故による営業上の行政処分を受けたことがないこと。」に該当することを誓約します。